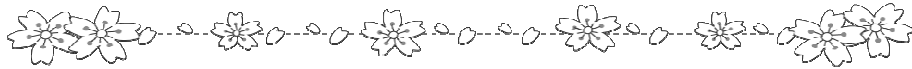




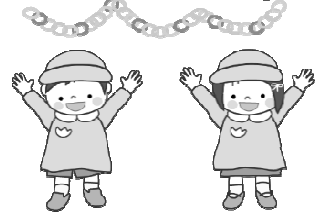
令和3年度 入園のしおり（教育・保育給付1号認定）



1. 1号認定で利用できる施設

「1号認定」とは、3～5歳児の児童で、両親の就労の有無にかかわらず保育を必要とせず、教育を希望する児童が対象です。

- ① 認定こども園
- ② 幼稚園（※幼稚園の入園等については、学校教育課へご相談ください。）



●認定こども園一覧表【私立】

施設名	所在地	電話番号	定員	対象児童	教育・保育時間（平日）
せんだん苑こども園	青野町	43-2547	15	3歳から	8:30～16:30
せんだん苑南こども園	上野町	42-6090	15	3歳から	8:00～16:00
中筋幼稚園	大島町	42-1588	45	3歳から	8:00～16:00
吉美こども園	有岡町	42-0296	15	3歳から	8:30～16:30
綾東こども園	十倉名畑町	45-1488	15	3歳から	8:00～16:00
豊里幼稚園	栗町	48-0256	15	3歳から	8:00～16:00

※「教育・保育時間」については、午後以降の「給食」・「預かり保育」の時間を含みます。

※土曜日のほか、夏季休暇などの休業日がある場合があります。（園により異なりますので、園にご相談ください。）

2. 教育・保育給付認定

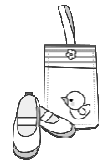
こども園の利用を希望する場合、教育・保育給付1号認定を受ける必要があります。

3. 認定申請等の手続きについて

◇ 認定申請書兼入所申込書は市役所こども支援課及びこども園にありますので、受付期間中に市役所こども支援課に提出してください。また、提出時に世帯全員のマイナンバーカード（又はマイナンバーが分かるもの）、書類を提出される方の本人確認書類（運転免許証等）が必要です。

（※マイナンバーが記載された書類はこども園で受け付けできません。）

◇ 入所決定は各こども園が行います。（※6. 入所申込と決定等を参照）



(1) すべての方が必要な書類

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更認定）申請書兼入所申込書

※児童の年齢欄は、令和3年4月1日現在で記入してください。

(2) 該当者のみ必要な書類

- ① 副食費徴収免除算定のための必要書類等

・副食費徴収免除の算定に必要なため、市民税課税証明書を提出いただく場合があります。

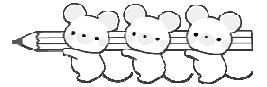
（市民税課税証明書：令和2年度は令和2年1月1日、令和3年度（令和3年9月以降入園）は令和3年1月1日に綾部市に住民登録のない方は、その時点で居住地であった市区町村長が発行するものをお取りください。）

※ひとり親世帯の内、みなし寡婦（夫）控除（令和3年8月まで）の適用による申請については、別途、ご相談ください。（令和3年度市民税（令和2年分所得税）からひとり親控除適用のため）



4. 認定申請等の時期について

受付期間：令和2年11月24日(火)～12月4日(金)



5. 認定申請等の留意事項



- ◇ 書類の記入において、修正テープ等で訂正をしないでください。
- ◇ 利用を希望する施設については、第1希望のみご記入ください。
- ◇ 教育・保育給付2号認定申請の併用はできません。
- ◇ 年度途中の入園希望の場合も4の受付期間に認定申請等をしてください。
(※入園日は月の初日か第3月曜日となります。ただし、4月は第3月曜日の入園はできません。)
- ◇ 4の受付期間以外でも申請を受け付けます。
- ◇ 市外にお住まいの方が綾部市に転入予定(入所日より前に限ります)の場合、4の受付期間中に認定申請が可能です。
- ◇ 市外のこども園等を希望される場合は、認定申請は綾部市へ、入園申込は市外施設に直接、行ってください。

6. 入所申込と決定等

- ◇ 市は入所調整を行いません。入所決定は各こども園が行います。
- ◇ 第1希望のこども園に入所出来なかった場合、保護者が次に希望する園に直接、お申込みください。
- ◇ 4の受付期間中に書類を提出された場合、1月中を目途に各こども園が選考し、市は教育・保育給付認定通知書等を3月上旬を目途に送付します。



7. 利用者負担額について

- ◇ こども園の運営費用は、国・府・市・保護者それぞれの負担で成り立っています。
- ◇ 午前保育の保育料は無料です。
- ◇ 給食費(主食費及び副食費)、午後の預かり保育については「施設が定めた料金」となります。
※「施設が定めた料金」については、各施設にお問い合わせください。
- ◇ 児童の年齢は、令和3年4月1日現在で判定し、該当年度中はその年齢を適用します。

(1) 副食費徴収免除

- ◇ 市民税所得割額77,101円未満までと、小学校3年生以下の児童が同一世帯に3人以上いる場合は3人目以降免除となります。
- ◇ 算定は入園児童と生計を同一にしている父母の課税額の合計で行います。
※課税額とは住宅借入金等特別税額控除等の税額控除をする前の所得割額です。
- ◇ 算定は、4～8月分は令和2年度、9～3月分は令和3年度の保護者の市民税額により行います。
- ◇ 年度途中で修正申告等により税額の変更があった場合は、再算定し通知します。
- ◇ ひとり親世帯の内、未婚のひとり親世帯について、申請により適用となった場合、寡婦(夫)控除の対象とみなして計算した市民税額により算定します(令和3年8月分保育料まで)。(※3. 認定申請等の手続きについてを参照)

(2) 認定こども園への納付等

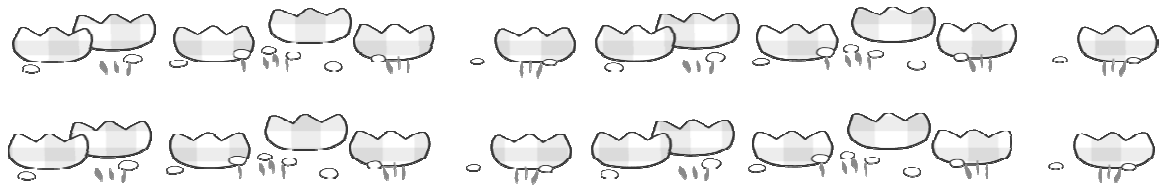
- ◇ 認定こども園については、園と保護者が契約を結び、給食費、午後の預かり保育について施設が定めた料金を園に直接、納付いただきます。納付方法や納付期日については、園ごとに異なりますので、入所されている園にお尋ねください。

8. 入園後の注意事項

- ◇ 綾部市から転出されるときや、こども園を退園するときには事前にこども支援課へ認定取下届を提出してください。
- ◇ こども園は集団生活の場です。お子様の健康状態が普段と違うときは、すぐ医師の診断を受け、その指示に従ってください。無理に登園すると、本人はもとより、感染症の場合は他の児童にも影響しますので、十分ご注意ください。欠席する場合は、必ず園へ連絡をしてください。
- ◇ 病気回復期のための病後児保育「あすなろルーム」を市役所西庁舎1階に開設していますので、ご利用ください。利用には事前に予約（前日の午後5時まで）が必要です。
(Tel 42-4252)

9. その他

- ◇ これまでに、乳幼児健診等でフォローを受けておられる児童や、病院等の専門機関に関わっておられるなど、集団保育において支援・配慮が必要と思われる児童につきましては、入園申込時にご相談ください。
- ◇ 入所申込書等の記載内容と事実が異なった場合には、教育・保育給付認定を取消しすることがあります。あらかじめご承知ください。



[預かり保育（午後）無償化の手続きについて]

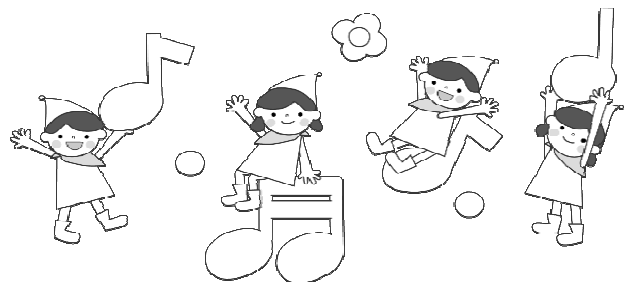
- ◇ 預かり保育（午後）を利用し、その利用料が無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」（子育てのための施設等利用給付認定）を受ける必要があります。

〈子育てのための施設等利用給付認定について〉

- ◇ 下記の必要書類を市役所こども支援課へ提出してください。また、提出時に世帯全員のマイナンバーカード（又はマイナンバーが分かるもの）、書類を提出される方の本人確認書類（運転免許証等）が必要です。
(※マイナンバーが記載された書類はこども園で受け付けできません。)
- ◇ 遡っての申請はできませんのでご注意ください。

【必要書類】

- ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ② 保護者のいずれもが保育を必要とする理由を証明する書類
※保育を必要とする理由
例) 両親いずれもが就労等
(別表) 参照



(別表)

保育を必要とする理由	認定基準	証明書
①就労	1か月64時間以上就労していること	就労証明書(就労先での証明、自営業や農業の方は民生児童委員の証明)
②母親の妊娠・出産	出産前後概ね8週間ずつ	出産証明書(医師の証明(出産予定日のわかるもの)または母子手帳の写し)
③疾病・負傷・障害	病気・けが療養中、精神・身体に障害があること	疾病証明書(病気、負傷、心身に障害があり児童の保育ができない方(医師の証明))
④同居親族の介護・看護	常時介護・看護していること	介(看)護証明書(同居の親族を常時看護や介護をしている方(民生児童委員の証明))
⑤家庭の災害復旧	災害の復旧に当たっていること	り災証明書
⑥求職活動	求職活動を継続的に行っており、入園後3か月以内に仕事に就くこと	申立書
⑦就学	学校教育法に規定する学校等に在学、または職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること	在学証明書
⑧育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要な場合のみ※	育児休暇取得期間の証明書(就労証明書)
⑨その他の事由	上記に準じる状態	市が必要と認める書類

※新規入所申請の場合、育児休業による理由では認定できません。

【無償化の対象】

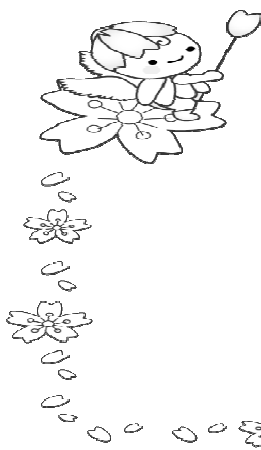
- ・認定の有効期間である保育料のみが対象です。
- ・食材料費、日用品費、行事費、通園送迎費等は対象となりません。

【上限額】

- ・1か月あたり利用日数×450円(上限11,300円)
- ・実際の預かり保育の利用料が給付額を下回った場合は、その額が上限額となります。

【認可外保育施設等との併用】

綾部市内の認定こども園を利用の場合、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業等の利用料は無償化の対象外です。



お問い合わせ先
〒623-8501
綾部市若竹町8番地の1
綾部市 福祉保健部 こども支援課 子育て担当
電話 0773-42-4252 (直通)
電話 0773-42-3280 (代表)